

奈市文第351号  
令和4年1月18日

文化施設指定管理者

文化振興課長

### 文化施設の一部利用制限について（通知）

奈良市における新型コロナウイルス感染症の流行が拡大し、オミクロン警報が発出されました。これを受け、文化施設の一部利用制限を実施いたします。

#### 1 利用を制限する活動

- ・マスクを外して行う活動（例：吹く楽器の演奏）
- ・マスクを着用しても大声を出す活動（例：合唱、カラオケ、演劇）
- ・黙食でも飲食を伴う活動（例：茶道で飲食（型の練習のみは可）、感染対策を取った水分補給は可）
- ・その他ソーシャルディスタンスが確保出来ない活動（例：社交ダンス）

#### 2 制限期間

令和4年1月18日から当面の間（今後の感染状況により見直しますが、3月末までを目途とします。）

- ・上記該当活動に関する3月末までの施設利用新規予約は受け付けないでください。（4月以降の使用予約は可とします。）
- ・すでに該当活動の使用予約が入っている場合は、自粛のご協力をお願いします。ご協力いただけない場合は、厳重な感染防止対策の上で実施いただいでください。
- ・該当活動以外は実施可としますが、感染状況により制限がかかることがありますので、利用者の皆さまにお伝えください。